

意見書案

意見書案第1号

農協関係法制度の見直しに関する意見書について

農協関係法制度の見直しに関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成27年3月20日提出

議会運営委員長 井上久嗣

農協関係法制度の見直しに関する意見書

昨年6月、政府は規制改革実施計画を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。

これを受け、JAグループ北海道はJAグループ北海道改革プラン（実行計画指針）を策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手したところです。

しかしながら、政府の規制改革会議は、准組合員利用規制等を含む農業協同組合の見直しに関する意見を政府に提出しました。

このような規制改革をめぐる国の一連の動きについて生産現場などからは、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では農協系統組織の持つ機能が損なわれ、北海道農業や地域の持続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっています。

よって、国においては、農協法改正案の取り扱いに当たり、地域農業・農村の持続的発展を図るため、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 食料の安定供給と地域の振興を農協法の目的に明確に位置づけし、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など地方創生のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

4. 中央会制度については、J Aグループの意思を結集する機能、J Aグループを代表する機能、J Aグループをサポートする機能（監査機能を含む）を十分に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣

農 林 水 産 大 臣

意見書案第2号

TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書について

TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成27年3月20日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

TPP交渉等国際貿易交渉に関する意見書

TPP交渉は大筋合意に向けて閣僚会合や主席交渉官会合、日米二国間協議などが断続的に行われています。

また、交渉内容については、米の特別輸入枠設定や牛肉・豚肉の関税引き下げなどが報じられており、引き続き予断の許さない状況が続いています。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人一人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、これまで多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、TPP協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてきました。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望します。

記

1. 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。
2. EPA・FTA等の全ての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
農 林 水 産 大 臣
経 済 産 業 大 臣
内 閣 官 房 長 官
内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

意見書案第3号

労働者保護ルール改正に反対する意見書について

労働者保護ルール改正に反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成27年3月20日提出

議会運営委員長 井 上 久 嗣

労働者保護ルール改正に反対する意見書

我が国においては、働く者のうち約9割が雇用関係のもとで働いており、雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇のもとで安心して働くことができる環境を整備することが、デフレからの脱却、ひいては日本経済・社会の持続的な成長のために必要です。

現在、国においては、成長戦略の中で、解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・エグゼンプションの導入、限定正社員制度の普及などといった、労働者保護に関するルールの改定の議論がなされていますが、働く者のデメリットのみではなく、労使双方の納得感とメリットを生む改革がなされることが重要です。同様に、労働者派遣法の見直しは、労働者保護の後退を招くおそれがあり、安定した直接雇用への誘導と均等待遇原則に向けた法整備が必要です。

また、雇用改革にかかわる重要課題である労働者保護ルールの改定に当たっては、ILOの三者構成原則に基づき、労働政策審議会において、国際標準から見た整合性を踏まえつつ、公労使三者の代表により、十分な議論がなされた上で行われるべきものです。

よって、国においては、労働者が安心して働くことができるよう、下記の事項について強く要望します。

記

1. 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう解雇の金銭解決制度及び長時間労働を誘発するおそれのあるホワイトカラー・エグゼンプションの導入や、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員制度の普及などは、労働者の意向を踏まえ、慎重に対応すること。
2. 労働者派遣法の見直しは、常用労働者との代替が生じないよう、派遣労働の利用を臨時的・一時的なものに限ることを原則としつつ、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と派遣先労働者との均等待遇原則に向けた制度を整備すること。
3. 労働者保護に関するルール改定は、ILOの三者構成原則に基づく、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会において、十分な議論がなされた上で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年3月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

内閣府特命担当大臣（規制改革担当）

衆議院議長

参議院議長